

新城市「わがまち特例」（地域決定型地方税制特別措置）一覧

	固定資産 種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例適用期間	根拠法		提出書類
							地方税法	市税条例	
1	家屋 償却資産	家庭的保育事業の用に供 する固定資産	-	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	第349条の3 第27項	61条の2 第1項	※全てコピー可 ・法人登記簿謄本 ・土地建物の登記簿謄本 ・土地公図 ・建物は位置図 ・事業を実施している部分とその面積が分かる図面 （土地、建物） ・事業開始時期及び事業内容を証明できる書類
2	家屋 償却資産	居宅訪問型保育事業のよ うに供する固定資産	-	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	第349条の3 第28項	61条の2 第2項	
3	家屋 償却資産	事業所内保育事業(利用 定員が5人以下)の用に供 する固定資産	-	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	第349条の3 第29項	61条の2 第3項	
4	土地 家屋 償却資産	特定事業所内保育施設	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助(運営費)を受けた事業主等 が一定の保育に係る施設を設置する 場合、当該施設の用に供する固 定資産	取得時期に規定なし 【補助開始対象期間】 平成29年4月1日～ 令和5年3月31日	課税標準額の2分の1	5年間 ※最初に当該施設 に係る政府の補助 を受けた日の属す る年の翌年の1月1 日を賦課期日とす る年度から5年度 分(継続して補助を 受けた場合)。	附則第15条第33項	附則10条の2 第14項	特定事業所内保育施設のみ ・無償で貸与している場合にその事実を証する書類 ・企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書 ・既存の事業所内保育施設から定員を増員した場合、 それが分かる書類
5	土地	市民緑地	都市緑地法の規定により指定さ れ、緑地保全・緑化推進法人が市 民緑地設置管理計画認定制度に基 づき設置した市民緑地の用に供す る土地 ※緑地保全・緑化推進法人が有料 で借り受けた土地は対象外	平成29年6月15日～ 令和5年3月31日	課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第34項	附則10条の2 第15項	・特例対象となる資産が市民緑地の用に供していることが 確認できる書類の写し ・無償で借り受けていることが分かる書類
6	償却資産	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施 設又は指定地域特定施設を設置す る工場又は事業場の汚水又は廃液 を処理する施設(沈澱又は浮上装 置、油水分離装置、汚泥処理装置 等)	平成30年4月1日～ 令和4年3月31日	課税標準額の2分の1	無期限	附則第15条第2項第1号	附則10条の2 第1項	・特定施設設置届出書又は特定施設の構造等変更届出書の写し ・当該届出に係る受理書の写し ・汚水又は廃液処理施設の設備であることが分かる書類
7	償却資産	下水道除害施設	下水道法で定める基準に従い、下 水道による障害を除去するために 必要な施設(沈澱又は浮上装置、油 水分離装置、汚泥処理装置等)	平成26年4月1日～ 令和6年3月31日	課税標準額の5分の4	無期限	附則第15条第2項第5号	附則10条の2 第2項	・除害施設設置(変更)届、除外施設工事完了届等の写し ・設置時期や取得金額がわかる書類等

	固定資産種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例適用期間	根拠法		提出書類
							地方税法	市税条例	
8	償却資産	太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けた発電設備 ※固定価格買取制度の認定を受けたものを除く。	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力1,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第26第1号イ	附則10条の2 第3項	・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けていることが分かる書類
					(発電出力1,000kW以上) 課税標準額の4分の3	3年間	附則第15条第26第2号イ	附則10条の2 第7項	
9	償却資産	風力発電設備	固定価格買取制度の認定を受けた風力発電設備	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力20kW以上) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第26第1号ロ	附則10条の2 第4項	・経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
					(発電出力20kW未満) 課税標準額の4分の3	3年間	附則第15条第26第2号ロ	附則10条の2 第8項	
10	償却資産	水力発電設備	固定価格買取制度の認定を受けた水力発電設備	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力5,000kW以上) 課税標準額の4分の3	3年間	附則第15条第26第2号ハ	附則10条の2 第9項	
				平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力5,000kW未満) 課税標準額の2分の1	3年間	附則第15条第26第3号イ	附則10条の2 第10項	
11	償却資産	地熱発電設備	固定価格買取制度の認定を受けた地熱発電設備	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力1,000kW以上) 課税標準額の2分の1	3年間	附則第15条第26第3号ロ	附則10条の2 第11項	・経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
					(発電出力1,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第26第1号ハ	附則10条の2 第5項	
12	償却資産	バイオマス発電設備	固定価格買取制度の認定を受けたバイオマス発電設備 ※発電出力2万kW未満	平成30年4月1日～ 令和6年3月31日	(発電出力10,000kW～ 20,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条第26第1号ニ	附則10条の2 第6項	・経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
					(発電出力10,000kW未満) 課税標準額の2分の1	3年間	附則第15条第26第3号ハ	附則10条の2 第12項	
13	償却資産	中小企業等が先端設備等導入計画の認定を受けた設備	生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備等	平成30年6月26日～ 令和3年3月31日	課税標準をゼロ	3年間	旧附則第15条41項	旧附則10条の2 第16項	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画に係る確認書の写し ・工業会等の証明書の写し 所有権移転外リースの場合のみ <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約見積書の写し ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し
14	家屋 償却資産	中小企業等が先端設備等導入計画の認定を受けた設備(家屋、構築物含む)	中小企業等経営力強化法※に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備、家屋、構築物等 ※令和3年6月15日までは、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定	令和2年4月30日～ 令和3年3月31日 (家屋・構築物のみ)	課税標準をゼロ	3年間	附則第64条	附則10条の2 第17項	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画に係る確認書の写し ・工業会等の証明書の写し
				令和3年4月1日～ 令和5年3月31日					所有権移転外リースの場合のみ <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約見積書の写し ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

	固定資産 種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例適用期間	根拠法		提出書類
							地方税法	市税条例	
15	家屋	新築のサービス付き高齢者向け住宅	—	平成27年4月1日～ 令和5年3月31日	課税標準を3分の2	3年間	附則第15条の8 第2項	附則10条の2 第16項	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額申告書 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類 ・政府の補助又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類(補助金交付決定通知書等) ・各階平面図の写し ・(準)耐火構造であることを証する書類 (写し)